

## 三重県特定非営利活動促進法等施行規則

平成十年十月十六日 三重県規則第六十九号

改正

平成十一年一月三日	三重県規則第一一五号
平成十三年三月三〇日	三重県規則第五二号
平成十四年三月二九日	三重県規則第三五号
平成十五年四月一五日	三重県規則第五二号
平成十五年八月八日	三重県規則第七一号
平成十六年三月三十一日	三重県規則第二二号
平成十六年一月二八日	三重県規則第八四号
平成十七年三月七日	三重県規則第九号
平成十七年一月二一日	三重県規則第七六号
平成十八年一月一〇日	三重県規則第五号
平成十八年三月三十一日	三重県規則第五三号
平成十九年五月二二日	三重県規則第四四号
平成二十年三月二六日	三重県規則第二三号
平成二十四年三月二七日	三重県規則第九号
平成二十九年三月二八日	三重県規則第二八号

三重県特定非営利活動促進法等施行規則をここに公布する。  
三重県特定非営利活動促進法等施行規則

### (趣旨)

**第一条** この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び三重県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年三重県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設立認証申請書)

**第二条** 条例第二条第一項の申請書は、設立認証申請書（第一号様式）とする。

### (受理通知書)

**第三条** 知事は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付された前条、第十条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十一条及び第三十二条の申請書並びに法第二十六条第一項の規定により変更前の所轄庁を經由して提出された所轄庁の変更を伴う第十条の申請書を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知しなければならない。

### (公告等及び公衆の縦覧)

**第四条** 条例第二条第六項の公告又はインターネットの利用による公表については、三重県ホーム

ページに掲載して公表することとする。

2 条例第二条第六項の公衆の縦覧は、三重県環境生活部において行う。

(補正書)

**第五条** 条例第二条第八項の補正書は、第二号様式とする。

(認証の通知及び公表)

**第六条** 知事は、法第十条第一項、法第二十五条第三項及び法第三十四条第三項に規定する認証をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人の主たる事務所の存する市町の長に通知するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認証年月日

二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

2 前項に規定する公表については、三重県ホームページに掲載して行う。

(設立登記完了届出書)

**第七条** 法第十三条第二項の規定による届出は、設立登記完了届出書（第三号様式）により行うものとする。

(社員総会の議事録)

**第八条** 条例第四条第一項に規定する電磁的記録による議事録の作成は、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものであって、当該記録を出力することにより書面を作成することができるものとする。

(役員の変更等届出書)

**第九条** 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、役員の変更等届出書（第四号様式）により行うものとする。

2 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは「届出の日」とする。

(定款変更認証申請書)

**第十条** 条例第五条第一項の申請書は、定款変更認証申請書（第五号様式）とする。

(定款変更届出書)

**第十一条** 条例第六条の届出書は、定款変更届出書（第六号様式）とする。

(定款変更登記完了提出書)

**第十二条** 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）

む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書(第七号様式)により行うものとする。

**(事業報告書等提出書)**

**第十三条** 条例第七条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書(第八号様式)により行うものとする。

**(事業報告書等の閲覧及び謄写)**

**第十四条** 法第三十条の請求は、閲覧又は謄写請求書(第九号様式)により行うものとする。

2 条例第八条第一項(条例第十九条において準用する場合を含む。)の閲覧及び謄写については、第四条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「公衆の縦覧」とあるのは「閲覧又は謄写」と読み替えるものとする。

3 条例第八条第二項(条例第十九条において準用する場合を含む。)に規定する謄写に要する費用の負担については、三重県情報公開条例施行規則(平成十二年三重県規則第五号)第十条の規定の例による。

**(解散認定申請書)**

**第十五条** 条例第九条の申請書は、解散認定申請書(第十号様式)とする。

**(解散届出書等)**

**第十六条** 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書(第十一号様式)により行うものとする。

2 前項の解散届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

**(清算人就任届出書等)**

**第十七条** 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書(第十二号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該清算人の就任の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

**(残余財産譲渡認証申請書)**

**第十八条** 条例第十条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(第十三号様式)とする。

**(清算終了届出書等)**

**第十九条** 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書(第十四号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

**(合併認証申請書)**

**第二十条** 条例第十一条第一項の申請書は、合併認証申請書（第十五号様式）とする。

（合併登記完了届出書）

**第二十一条** 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、合併登記完了届出書（第十六号様式）により行うものとする。

（検査職員の身分証明書）

**第二十二条** 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書は、第十七号様式とする。

（認定申請書）

**第二十三条** 条例第十三条の申請書は、第十八号様式とする。

（認定等の通知）

**第二十四条** 知事は、法第四十四条第一項の認定、法第五十一条第二項の有効期間の更新、法第五十八条第一項の特例認定及び法第六十三条第一項又は同条第二項の認定をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を含む。）の主たる事務所の存する市町の長に通知するものとする。

（有効期間の更新申請書）

**第二十五条** 条例第十五条の申請書は、第十九号様式とする。

（定款の変更に関する書類の提出）

**第二十六条** 条例第十六条（条例第二十一条において準用する場合を含む。）の提出書は、第二十号様式とする。

（代表者の変更の届出書）

**第二十七条** 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第二十一号様式により行うものとする。

（役員報酬規程等の提出）

**第二十八条** 条例第十七条（条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、第二十二号様式により行うものとする。

（助成金支給書類の提出）

**第二十九条** 条例第十八条（条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第三項の書類の提出は、第二十三号様式により行うものとする。

（役員報酬規程等の閲覧及び謄写）

**第三十条** 法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の請求は、第十四条第一項に規定する閲覧又は謄写請求書（第九号様式）により行うものとする。

**(特例認定申請書)**

**第三十一条** 条例第二十条の申請書は、第二十五号様式とする。

**(合併の認定の申請書)**

**第三十二条** 条例第二十二条の申請書は、第二十六号様式とする。

**(情報通信の技術を利用する方法による手続等を行う場合に必要な事項)**

**第三十三条** 条例第二十三条の規則で定める事項については、三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年三重県規則第八十二号）の例による。

**(電磁的記録の保存の方法)**

**第三十四条** 条例第二十四条第二項の電磁的記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
  - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された情報を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面の作成ができる措置を講じなければならない。

**(電磁的記録の作成の方法)**

**第三十五条** 条例第二十五条第二項の電磁的記録の作成の方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

**(電磁的記録による縦覧等の方法)**

**第三十六条** 条例第二十六条第二項の電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等の方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法とする。

**附 則**

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十三年三月三十日三重県規則第五十二号抄）

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年三月二十九日三重県規則第三十五号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年四月十五日三重県規則第五十二号）  
この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年八月八日三重県規則第七十一号）  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十六年十二月二十八日三重県規則第八十四号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

**附 則**（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）  
1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十七年十月二十一日三重県規則第七十六号）  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十八年一月十日三重県規則第五号抄）  
1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十八年三月三十一日三重県規則第五十三号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十九年五月二十二日三重県規則第四十四号）  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十年三月二十六日三重県規則第二十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項及び第一号様式から第十二号様式までの改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年三月二十七日三重県規則第九号抄）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定

に基づき作成された用紙で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成二十九年三月二十八日三重県規則第二十八号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

次頁からの様式は、認証に係るもののみ掲載し、認定・特例認定に係る様式第18号様式から第26号様式までは省略しています。

第1号様式（第2条関係）

設立認証申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は居所  
氏名  
(電話番号)

印

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考 1 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載してください。

2 申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(規格A4)



## 第2号様式（第5条関係）

## 補正書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所若しくは居所  
又は特定非営利活動法人の名称  
申請者氏名又は代表者氏名  
(電話番号)

印

年 月 日に申請した  について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

## 記

## 1 補正の内容

申 請 時	補 正 後	備 考

## 2 補正の理由

- 備考 1  の部分には、補正する書類の名称等を記載してください。
- 2 上記1には、変更しようとする箇所について、申請時と補正後での記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。
- 3 補正書には、補正後の書類を添付してください。

(規格A4)

第3号様式（第7条関係）

設立登記完了届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

⑩

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 当該登記をしたことを証する登記事項証明書
- (2) 財産目録

(規格A4)

## 第4号様式（第9条関係）

## 役員の変更等届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 代表者氏名  
 (電話番号)

⑩

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職	氏名	住所又は居所

## 記

- 備考 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。  
 なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足够了。
- 2 「役職」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
- 4 「住所又は居所」の欄には、三重県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
- 5 届出書には、変更後の役員名簿を添付してください。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には、次の書類を添付してください。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによります。

(規格A4)

第5号様式（第10条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ⑩  
(電話番号)

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

現 行	変 更 後	備 考

2 変更の理由

- 備考 1 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
- (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

- (3) 直近の法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び法第 14 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 35 条第 1 項の財産目録）
- 4 法第 52 条第 3 項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 26 条第 1 項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3 及び 4 に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
- (1) 法第 44 条第 2 項第 1 号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第 2 号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第 3 号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する以下の書類の写し
- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
  - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
    - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
    - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
      - (ロ) 役員等との取引
  - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - へ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日
- ③ 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 3 項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(規格 A4)

第6号様式（第11条関係）

定款変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ⑩  
(電話番号)

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後	変更した時期

2 変更の理由

- 備考 1 上記1には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。
- 2 届出書には、次の書類を添付してください。
- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
  - (2) 変更後の定款
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによります。

(規格A4)

第7号様式（第12条関係）

定款変更登記完了提出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

㊞

(電話番号)

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

備考 1 提出書には、登記事項証明書を添付してください。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによります。

(規格A4)

第8号様式（第13条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ⑩  
(電話番号)

下記のとおり前事業年度（年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

- 備考 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、又はその他の事業の欄全てに「0」を記載してください。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによります。

(規格A4)



第9号様式（第14条関係・第30条関係）

閲覧又は謄写請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

請求者

住 所

氏 名

⑩

（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 ）

特定非営利活動促進法第30条又は同法第56条（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり閲覧又は謄写を請求します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 閲覧又は写しの交付を請求する書類
- 3 参考となるべき事項

(規格A4)

第10号様式（第15条関係）

解散認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

印

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付してください。

(規格A4)

第11号様式（第16条関係）

解散届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

⑩

(電話番号)

特定非営利活動促進法第31条第1項第□号に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

備考 1 □の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入してください（「」の数字は、特定非営利活動促進法第31条第1項に規定する解散事由の号数です。）。

2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

参考 特定非営利活動促進法第31条第1項（抜粋）

特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

第1号 社員総会の決議

第2号 定款で定めた解散事由の発生

第4号 社員の欠亡

第6号 破産手続開始の決定

(規格A4)

第12号様式（第17条関係）

清算人就任届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

⑩

(電話番号)

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

備考 当該清算人の就任の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

(規格A4)

第13号様式（第18条関係）

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

⑩

(電話番号)

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。

(規格A4)

第14号様式（第19条関係）

清算終了届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

(電話番号)

印

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

(規格A4)

## 第15号様式（第20条関係）

## 合併認証申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
 合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称  
 代表者氏名 ⑩  
 （電話番号）  
 主たる事務所の所在地  
 合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称  
 代表者氏名 ⑩  
 （電話番号）

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

## 記

- 1  特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考 1 の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入してください。

2 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載してください。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。なお、(2)から(10)までに掲げる書類は、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項各号に掲げる書類を読み替えたものとしします。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- (2) 定款
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (8) 合併趣旨書
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(規格A4)

第16号様式（第21条関係）

合併登記完了届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

印

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 届出書には、次の書類を添付してください。なお、これらの書類は、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項に掲げる書類を読み替えたものとします。

- (1) 当該登記をしたことを証する登記事項証明書
- (2) 財産目録

(規格A4)



第17号様式 (第22条関係)

(表)

	9.5 センチメートル	
6センチメートル	<p style="margin: 0;">身分証明書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 号</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; height: 80px;">写 真</div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">所 属</p> <p style="margin: 0;">職 名</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">生年月日</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等进行检查する権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">三重県知事</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div> </div>	

(裏)

	9.5 センチメートル	
6センチメートル	<p style="margin: 0;">この証明書を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等进行检查する職権を行うものである。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">特定非営利活動促進法（抜粋）</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">（報告及び検査）</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件进行检查させることができる。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	